

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市農業委員会 会長 川 田 嘉

総社市農業委員会訓令第1号

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条に規定する総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者(以下「候補者」という。)を評価するため、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、総社市農業委員会(以下「農業委員会」という。)からの求めに応じて候補者を評価し、農業委員会に報告する。

(組織)

第3条 評価委員会の委員(以下「評価委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 農業委員会会長
- (2) 農業委員会会長代理
- (3) 農業委員会総会で選出された者 3名

(任期)

第4条 評価委員の任期の末日は、農業委員会委員の任期の末日とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、農業委員会会長を、副委員長は農業委員会会長代理をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 評価委員会は、評価委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 評価委員会の議事は、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 評価委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、農業委員会事務局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。